

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月6日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第1号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第19号の5及び別記様式第19号の9を次のように改める。

様式第19号の5（第21条の5関係）

停止処分者講習受講申出書

※平成 年 月 日

広島県公安委員会 様

私は、現在運転免許の停止処分を 年 月 日から 日の間受けておりますが、道路交通法第108条の2第1項第3号に規定する講習を受けたいので、講習手数料を添えて申し出ます。

※住所	TEL		
※氏名	※生年月日及び性別	年	月 日生性別
講習種別	短期講習	(手数料欄)	
	中期講習	(手数料欄)	
	長期講習	(手数料欄)	

注1 ※印欄のみ記入すること。

2 申出書は、申請窓口へ提出すること。

3 講習種別欄の各講習は、道路交通法施行規則第38条第3項第5号に規定する免許の保留等の期間が40日未満にあっては短期講習、40日以上90日未満にあっては中期講習、90日以上にあっては長期講習とする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第19号の9（第21条の13関係）

更新時講習受講申出書

平成 年 月 日

広島県公安委員会 様

道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する講習を受けたいので、講習手数料を添えて申し出ます。

ふりがな 氏名		性別 男・女
生年月日	年 月 日生	(歳)
住所		
連絡先	() - (自宅・携帯・勤務先)	
受講する 講習の種別	優良運転者講習	(手数料欄)
	一般運転者講習	(手数料欄)
	違反運転者講習	(手数料欄)
	初回更新者講習	(手数料欄)

- 注1 受講する講習の種別欄は、該当する講習種別を○で囲むこと。
2 申出書は、申請窓口に提出すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この公安委員会規則の施行の際現にあるこの公安委員会規則による改正前の様式による用紙が残存する場合は、所要の補正をした上、これを使用できるものとする。